

「2006年教育基本法の問題点と 生きる希望の教育」



名古屋岩の上教会会員
子どもの教会校長

1947年 (旧) 教育基本法 (以下「旧法」と省略)

われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力に俟つべきものである。

われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない。

ここに、日本国憲法の精神に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため、この法律を制定する。

第一条 (教育の目的) 教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび (←新法/削除) 勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた (←新法/削除) 心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

第二条 (教育の方針) 教育の目的は、あらゆる機会に、あらゆる場所において実現されなければならない。この目的を達成するためには、学問の自由を尊重し、實際生活に即し、自発的精神を養い、自他の敬愛と協力によって、文化の創造と発展に貢献するように努めなければならない。

2006 新教育基本法

(以下、「新法」と省略)

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義（←旧法／平和）を希求し、**公共の精神を尊び**、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、**伝統を継承**し、新しい文化の創造（←旧法／個性豊かな文化の創造）を目指す教育を推進する。ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

第一章 教育の目的及び理念

第一条（**教育の目的**）**教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成**を期して行われなければならない。

第二条（**教育の目標**）教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、**豊かな情操と道徳心を培う**とともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、**公共の精神に基づき**主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する**態度を養う**こと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する**態度を養う**こと。
- 五 **伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する**とともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する**態度を養う**こと

明治23年 教育勅語

朕 惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ
我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世世厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシ
テ・育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス
爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ
修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ・器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ
國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ
是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン
斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所
之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其徳ヲ一
ニセンコトヲ庶幾フ

私の思い起こすことには、我が皇室の祖先たちが国を御始めになったのは遙か遠き昔
のことで、そこにお築きになった徳は深く厚きものでした。我が臣民は忠と孝の道をもって
万民が心を一にし、世々にわたってその美をなしていきましたが、これこそ我が国体の誉
れであり、教育の根本もまたその中にあります。

あなた方臣民よ、父母に孝行し、兄弟仲良くし、夫婦は調和よく協力しあい、友人は互
いに信じ合い、慎み深く行動し、皆に博愛の手を広げ、学問を学び手に職を付け、知能を
啓発し徳と才能を磨き上げ、世のため人のため進んで尽くし、いつも憲法を重んじ法律に従
い、もし非常事態となったなら、公のため勇敢に仕え、このようにして天下に比類なき皇国
の繁栄に尽くしていくべきです。これらは、ただあなた方が我が忠実で良き臣民であるとい
うだけのことではなく、あなた方の祖先の遺した良き伝統を反映していくものでもあります。
このような道は実に、我が皇室の祖先の御遺しになった教訓であり、子孫臣民の共に守らね
ばならないもので、昔も今も変わらず、国内だけでなく外国においても間違いなき道です。
私はあなた方臣民と共にこれらを心に銘記し守っていきましますし、皆一致してその徳の道
を歩んでいくことを希っています。

(1) 「道徳」と「法」における問題点

- ・人間の内心(内面的心)を法律で律し、人間の良心の形成において法として、公権力が干渉・介入することの問題。
- ・個人の内面を、外面的な「態度」において評価。その「態度を養う」ことを教育の目的として法制化。



(2) 「思想および良心の自由」における問題点

- ・第2条(教育の目標)「わが国と郷土を愛する・態度を養う」について
 - 「心の東京改革」は、「国を愛する態度」としての国旗国歌を挺入れ(踏み絵)とした。
- ・国連・子どもの権利条約14条
 - 「締約国は、思想・良心および宗教の自由についての児童の権利を尊重する」
- ・司法は、憲法を理念として棚上げする行政に対して、「思想および良心の自由」において多数論理から少数者を守る義務を有す。

(3) 道徳と宗教教育における問題点

- ・学習指導要領(1988～)・「心のノート」(2002～)

「人間の力を超えたものに対する畏敬の念を深める」

- ・「道徳」の徳目として、
宗教的情操を涵養することにより、
国家神道の復権、
国民の心を統合する狙い



(4) 「道徳は教えられるのか」という問題点

- ・「知」と「行為」の関係

「こうすべきだとわかっているが、しない」「してはいけないとわかっているが、してしまう」

- ・道徳教育の知識が、行為と結び付くためには、行為の源である「動機」「価値」が必要である。



(5) 道徳と「人格の完成」における問題点

- 1947 教育基本法（正訳）

「the full development of **personality**」 = 人格の完成

- 1948 世界人権宣言第26条「教育の目的」

「the full development of human **personality**」 = 人格の発展

- 「人格」= 人間固有の品格 = 人間の尊厳性
- 「汝は汝の人格ならびにあらゆる他人の人格における人間性を、常に同時に目的として使用し、決して単に手段としてのみ使用しないよう行為せよ」（カント「人倫の形而上学の基礎づけ」・深作守文訳）
- 「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して」
このことから、第1条(教育の目的)は、「人格」の語が持つ意味と機能においての内容の不均衡を有し、「人格の完成」が国家のための「手段」として扱われることを意味する点にある。

終りに

- ・半世紀以上に亘って、国家統制のための「心の装置」として使われた道徳教育が、再び同じ目的のために利用され得る状況になった。
- ・改めて子どもの思想・良心および宗教の自由の権利を守り、思索を育み発展させ、子どもの中の育とうとする良心を尊重する教育が必要である。学校と家庭を取り巻く、地域においても担われてゆくことが望まれる。
- ・日本における**教会学校**は、キリストの福音の伝道と共に「人間の尊厳」「いのちのかけがえのなさ」等の普遍的価値基準と共に「生きる希望」のありかをも指し示す。
- ・神に愛されている自分を大切にし、隣人を大切にして生きる道を共に歩む。
- ・教師と生徒の枠組みを越え、共に生きる場(=子どもの教会)として地域社会に開かれている。

